2　規則第二百三十六条の五第一項において準用する規則第百九十四条第一項第九号の告示で定める物件は、航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示（昭和五十八年運輸省告示第五百七十二号）別表第1の品名の欄に掲げるもの（分類番号が9のものに限る。）とする。

附　則

この告示は、平成二十七年十二月十日から施行する。

○東北地方整備局告示第百八十一号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月十七日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　登録建築物調査機関の名称
株式会社仙台都市整備センター

二　住所
宮城県仙台市青葉区木町通一丁目四番十五号

三　代表者氏名
代表取締役　津田　徳郎

四　登録年月日
平成二十七年十一月十六日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地
株式会社仙台都市整備センター　宮城県仙台市青葉区木町通一丁目四番十五号

○東北地方整備局告示第百八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
平川市碇ケ関西碇ケ関山国有林七二〇林班い小班から同市碇ケ関西碇ケ関山国有林七二〇林班ぬ小班まで	前	一五・六〇～七七・三〇メートル	一・五二〇キロメートル
	後	二〇・八〇～七七・三〇メートル	一・五二〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百八十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福島県耶麻郡猪苗代町大字磐根字坂下三五四番一から同町大字翁沢字下前田二一五番一まで	前	一一・五一～三五・三五メートル	〇〇・三六六キロメートル
	後	一四・〇〇～三八・〇四メートル	〇〇・三六六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

○東北地方整備局告示第百八十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十一月十七日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
会津若松市神指町大字北四合字東神指一四番二から同市神指町大字北四合字伊丹堂一番一まで	前	一四・一一～三七・二二メートル	〇〇・三一七キロメートル
	後	二〇・四八～四四・四七メートル	〇〇・三一七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

○関東地方整備局告示第三百七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十一月十七日

関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　群馬県

二　都市計画事業の種類及び名称　高崎都市計画道路事業三・三・七号前橋長瀞線及び三・四・二十四号高崎玉村線

三　事業施行期間　自平成二十七年十一月十七日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地
収用の部分　群馬県高崎市岩鼻町字坂上北、字坂上南及び字坂下地内
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第三百八十号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条の十において読み替えて準用する法第四十六条の規定により、登録建築物調査機関から建築物調査業務の休止の届出があったので、法第七十六条の十において準用する法第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月十七日

関東地方整備局長　石川　雄一

一　登録番号
関東地方整備局長 17

二　登録建築物調査機関の名称
株式会社高良ＧＵＴ

三　住所
東京都新宿区三栄町２３番地１ライラック三栄ビル４階

四　休止する建築物調査の業務に係る区域
埼玉県、千葉県、東京都（島嶼部を除く。）、神奈川県全域

五　建築物調査の業務の休止する期間
平成二十七年十一月一日から平成二十八年四月三十日まで

○国土交通省告示第千百四十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月十七日

国土交通大臣　石井　啓一

別表の十八の項住所欄中「千代田区九段北一丁目八番十号」を「港区六本木一丁目六番一号」に改め、同項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「千代田区九段北一丁目八番十号」を「港区六本木一丁目六番一号」に改める。